

水俣市 ネーミングライツ導入ガイドライン

第 1 版



総務企画部 市長公室

第 1 版 令和 7 年 1 月

目 次

1	趣旨・目的	3
2	ネーミングライツの概要	3
3	対象施設	3
4	導入方式	3
5	導入までの手順	4
6	ネーミングライツ付与の対価について	4
7	契約期間	4
8	応募資格	4
9	愛称の条件	5
10	募集方法等	5
11	審査・決定	6
12	契約の締結及び更新	7
13	ネーミングライツパートナーの公表	7
14	ネーミングライツ導入に伴う必要負担	7
15	契約の解除	7
16	契約期間の満了	8
17	原状回復	8
18	指定管理者制度導入施設に係る留意点	8
19	愛称の使用	8
20	事務所管課	8
21	予算関係	8
22	適用時期	9

1 趣旨・目的

ネーミングライツとは、契約により本市の施設等の愛称を決定する権利を民間事業者等に付与させる代わりに、命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を取得した企業等から対価を得て、施設の運営維持と利用者のサービス向上を図るものです。

具体的には以下の目的により導入します。

- （１）安定的な財源を確保することにより、持続可能な施設の運営に努める。
- （２）民間の資源やノウハウ等を活用することにより、施設の魅力と市民サービスの向上を図る。

このガイドラインは、施設所管課が施設のネーミングライツの適切な導入を図るために、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

- （１）ネーミングライツとは、契約により施設の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得て、施設の運営維持と利用者のサービス向上を図るものです。
- （２）ネーミングライツ導入後、市は愛称を積極的に使用することとしますが、条例等で定める施設の名称は変更しません。

3 対象施設

ネーミングライツを導入する対象施設は、本市が所有するスポーツ施設、文化施設、集会施設、公園、道路等、不特定多数の市民等が使用する公共施設等（及びそれらの一部）とします。

ただし、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや施設の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします（例：庁舎や学校等）。

4 導入方式

導入方式は以下の２種類とし、施設所管課が、施設を特定してネーミングライツパートナーの募集を行います。

（１）公募型

市が施設を選定し、条件を付した上で公募を行い、ネーミングライツパートナーの募集を行う方式です。

（２）提案型

対象施設を特定せず、ネーミングライツパートナーとなることを希望する民間事業者等からの随時企画提案を受け付ける方式です。ただし、企画提案する時点で、公募をしていない施設に限ります。

5 導入までの手順

導入までの事務は、以下の各号の手順で市長公室及び施設所管課等で行います。

施設所管課が、募集要項を作成した上で、市のホームページ等により公表し、広く募集します。

- (1) 対象施設の選定
- (2) 導入の可否、募集条件の決定
- (3) ネーミングライツパートナーの募集
- (4) ネーミングライツパートナー審査委員会の開催（応募者の審査、優先交渉権者の決定等）
- (5) 優先交渉権者との協議
- (6) ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結
- (7) 施設表示等の変更等
- (8) 愛称使用開始

6 ネーミングライツ付与の対価について

ネーミングライツ料は、対象となる施設の規模、利用者数等による広告効果や、他自治体における類似事例などを考慮し、施設ごとに設定します。

なお、提案型の場合、金銭ばかりでなく、施設で利用可能な製品等や役務（サービス）の提供も対象とすることができます。

7 契約期間

原則3年以上とし、施設の性格等に応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設は、現指定管理の期間を考慮し、適切な期間を設定します。

8 応募資格

ネーミングライツに応募できる「民間事業者等」は、法人格を有する団体とし、次に掲げるものを除きます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (2) 水俣市から入札参加停止措置を受けているもの
- (3) 国税及び地方税を滞納しているもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）
- (5) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体
- (6) 公序良俗に反する事業を行う団体
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- (9) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する団体（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- (10) その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体

なお、「(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体」については、「水俣市が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づき水俣警察署へ照会を行い確認します。

9 愛称の条件

(1) 市民等の理解

親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

カ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名変更などやむを得ない事情がある場合を除き、愛称の変更はできません。

なお、やむを得ない事情で愛称の変更を行う場合は、市と協議を行って決定します。

10 募集方法等

(1) 募集要項

ア 対象となる施設ごとに募集要項を定めます。

イ 申請方法や選定手続き等をあらかじめ公表し、選定の透明性の確保に努めます。

(2) 応募に要する経費

応募に要する経費は、応募した団体の負担とします。

(3) 募集方法

ア 募集は、原則公募とし、市ホームページ、広報みなまた等に掲載することにより行います。

イ 募集は、施設ごとに行います。

(4) 募集期間

公募型については、原則として 1 か月以上とします。

提案型については、原則として 1 年間とします。ただし、募集期間中に対象施設の一部で新たに公募型を実施し、それにより対象施設の見直しが必要となる場合は、募集を一度締め切り、再度条件を見直した上で募集を行うこととします。

(5) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取りやめます。

11 審査・決定

(1) ネーミングライツパートナー審査委員会（※）の設置

ネーミングライツの導入に際し、ネーミングライツパートナー審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提案に対する優先交渉権者（応募者のうちネーミングライツパートナーとしての確であり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行うもの者）の決定、更新の際の優先交渉候補者の更新等について審査を行います。なお、審査に当たっては、必要に応じて助言者の出席を求めることができることとし、審査委員会の庶務は総務企画部市長公室が行います。

※ネーミングライツパートナー審査委員会

審査委員長：副市長

委員：総務企画部長、施設所管部局長、施設所管課長、財政課長、市長公室長

(2) 審査項目及び審査ポイント

次の視点で審査項目を定め、総合的に判断します。なお、応募者が1者の場合でも、審査委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいか否かについて審査・選定を行います。

ア 経営の安定性

《審査ポイント》

- ①財務状況から見た経営の安定性
- ②ネーミングライツ料の支払い能力 など

イ 愛称案

《審査ポイント》

- ①市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ
- ②施設の設置目的やイメージとの整合 など

ウ 地域貢献等

《審査ポイント》

- ①市内に本社、支店、工場等を有しているか。
- ②水俣市への地域貢献等、市と関りがあるか。 など

エ ネーミングライツ料

《審査ポイント》

- ①応募金額の妥当性、相対評価 など

オ 付帯提案

《審査ポイント》

- ①応募者からの付帯提案があればその内容について。

カ 契約期間

《審査ポイント》

- ①契約期間の妥当性

(3) 決定

審査後、全ての応募者・提案者に文書で通知します。

12 契約の締結及び更新

優先交渉権者との協議が整った場合は、当該団体とネーミングライツに関する契約を締結します。

13 ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツに関する契約締結後、すみやかにネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を広報みなまた、市ホームページ等により公表します。

14 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものとします。（詳細は募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めます。）

なお、指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合、施設表示の変更費用やネーミングライツ料は指定管理に係る費用に含めないものとします。

区分	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板表示等の変更(施設看板、道路標識、バス停等) ※1	－	○
新たな照明付看板設置等で生じた電気代	－	○
契約期間終了後の原状回復	－	○
パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更 ※2	○	－

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。

また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更は、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議のうえ決定します。

15 契約の解除

(1) ネーミングライツの信用失墜行為等があった場合

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等にもない、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

この場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、ネーミングライツ料の返還もしません。

(2) 災害その他、双方の責めに帰さない事由の場合

災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰しえない事由により契約に定める義務を履行できない場合、市は既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りによる計算のうえ、ネーミングライツパートナーに速やかに返還することとします。

ただし、この場合においても、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとします。

(3) ネーミングライツ料が物品・役務等の提供である場合

契約解除の理由を問わず、物品についてはネーミングライツパートナーに返還します。役

務については、契約解除時まで提供していただくこととし、既に履行済みの役務に関して、市が返還の義務を負わないものとします。

16 契約期間の満了

市は契約期間満了までに、当該施設について、ネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツの契約更新施設においては、現ネーミングライツパートナーは優先的に交渉する候補者となることができます。（更新時においても、審査委員会での審査を実施します。）

17 原状回復

契約期間終了後、又は本契約解除後30日以内に看板等における愛称、ロゴマーク等を原状回復するものとします。

18 指定管理者制度導入施設にかかる留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度の趣旨に鑑みながら、指定管理者の不利益とならないよう、次のような観点に留意するものとします。

（１）優先交渉権者について

現指定管理者と事前協議を行い、応募の意思がある場合には、優先交渉権者として決定できるものとします。応募の意思がない場合又は協議がまとまらなかった場合には公募に切り替えるものとします。

（２）契約期間について

現指定管理の期間を考慮し、適切な期間設定に配慮するものとします。

19 愛称の使用

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。

20 事務所管課

（１）ネーミングライツ事業導入に係る庶務について

対象施設へのネーミングライツ導入に係る庶務は、施設所管課が行います。

（２）ネーミングライツパートナー審査委員会に係る庶務について

ネーミングライツ導入に係るネーミングライツパートナー審査委員会の庶務は、総務企画部市長公室が行います。

21 予算関係

（１）ネーミングライツに関する予算措置（歳入、歳出）は、施設管理課において行います。

（２）ネーミングライツ料は対象施設の運営に係る基金へ積み立て、その維持管理や、施設の効用を高めることに活用することとします。

22 適用時期

このガイドラインは、令和7年1月 日から施行します。

